



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 20 日(火)
号外第 1 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管規則 政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則（6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

選挙管理委員会規則

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第6号

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">別記様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">交付請求書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p>政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">連絡先（電話番号） 自 宅</p> <p style="text-align: center;">勤務先</p> <p style="text-align: center;"><u>電子メールアドレス</u></p> <p>1 略</p> <p>2 求める写しの交付の実施方法</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> | <p style="text-align: center;">別記様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">交付請求書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会委員長 様</p> <p>政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">連絡先（電話番号） 自 宅</p> <p style="text-align: center;">勤務先</p> <p>1 略</p> <p>2 求める写しの交付の実施方法</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信を希望</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 求める写しの交付方法</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>電子メールの送信を希望</u></p> <p>注1 <u>請求者の電子メールアドレスの欄は、電子メールの送信を希望する場合に記入すること。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> | <p>(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ (FD) に複写したものの交付を希望</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 求める写しの交付方法</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>注</p> <p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> |
|---|--|

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。